

# 取引条件説明書

国内旅行（募集型企画旅行・受注型企画旅行）

|             |                                       |
|-------------|---------------------------------------|
| 旅行業者        | 合同会社 We Ride Japan                    |
| 登録番号        | 愛媛県知事登録旅行業 第 2-244 号                  |
| 所属協会        | 一般社団法人 全国旅行業協会 正会員                    |
| 営業所所在地      | 〒791-3301<br>愛媛県喜多郡内子町内子 1973         |
| 国内旅行業務取扱管理者 | 赤塚 友浩                                 |
| 連絡先         | info@weridejapan.jp<br>weridejapan.jp |

この書面は、旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件の説明書面」です。お申込みの前に必ずお読みください。旅行契約が成立した後は、当社がお渡しする確定書面等とあわせて、同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部を構成します。

この書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款（標準旅行業約款に準拠）によります。当社の旅行業約款は、旅行契約の締結前に、この書面とあわせて交付いたします。

## 第 1 条 適用範囲と旅行契約の種類

この書面は、合同会社 We Ride Japan（以下「当社」といいます）がお客様と締結する次の旅行契約に適用されます。当社は国内旅行業務取扱管理者を選任しており、取り扱う旅行は**国内旅行に限られます**。

- **募集型企画旅行契約**／当社があらかじめ旅行計画を作成し、参加者を募集して実施するサイクリングツアー。
- **受注型企画旅行契約**／お客様のご依頼により当社が旅行計画を作成し、実施するプライベートツアー・チャーターツアー。

いずれの契約も、この書面および当社の旅行業約款によるほか、当社がお渡しするパンフレット、ウェブサイト上のツアー案内、ツアーノート（Trip Notes）、該当する場合は企画書面、予約確認書（Booking Confirmation）、および旅行開始前にお渡しする確定書面（最終日程表）に記載する条件によります。

## 第2条 旅行業務取扱管理者

当社の旅行業務取扱管理者は次のとおりです。旅行業務取扱管理者は、お客様との取引に関する責任者です。この書面の内容その他ご旅行の取引条件についてご不明な点があれば、いつでも下記の者にご質問ください。

|             |                                                |
|-------------|------------------------------------------------|
| 国内旅行業務取扱管理者 | 赤塚 友浩                                          |
| 所属          | 合同会社 We Ride Japan（〒791-3301 愛媛県喜多郡内子町内子 1973） |
| 連絡先         | akatsuka@weridejapan.jp                        |

## 第3条 旅行の内容とサービスの範囲

旅行の目的地、日程、宿泊の詳細、ならびに旅行者が提供を受けることができる旅行サービスの内容は、各ツアーのパンフレット、ウェブサイトのツアーページ、ツアーノートまたは企画書面に記載します。旅行開始前にお渡しする確定書面（最終日程表）において、最終的な旅行日程ならびに宿泊その他の旅行サービスの詳細を確定します。

サイクリングルート、走行距離、獲得標高、休憩地点および立ち寄り先は、天候、路面状況、交通規制、参加者の走行状況その他の事情により、旅程管理上必要な範囲で変更する場合があります。

## 第4条 旅行代金・申込金・お支払い

### 旅行代金に含まれるもの

各ツアーのパンフレットまたはウェブサイトに明示した、ガイド料、宿泊費、記載の食事代、記載の運送機関の運賃・料金、自転車レンタル料（含まれる旨の記載がある場合）、荷物輸送費、団体行動中の入場料等。

### 旅行代金に含まれないもの

- ご自宅から集合地までおよび解散地からご自宅までの交通費・宿泊費
- 個人的性質の諸費用（飲み物代、追加の食事、洗濯代、通信費、お土産代等）
- 任意加入の旅行保険料
- お客様ご自身の自転車・機材の輸送費および修理費
- 超過手荷物料金、ならびにパンフレット等に「含まれない」旨を明示した費用

### 申込金

旅行契約の締結には、**旅行代金の10%に相当する額**の申込金が必要です。申込金は、当社が予約を受け付けた旨をご連絡した日の翌日から起算して**14日以内**にお支払いください。申込金は、旅行代金、取消料または違約料の一部として充当します。

#### 旅行代金の残額

旅行代金の残額は、**旅行開始日の 90 日前まで**にお支払いください。旅行開始日まで 90 日を切ってからお申込みいただいた場合、その他お申込みの時期により同日までのお支払いができない場合は、当社が指定する期日までに旅行代金の全額をお支払いいただきます。

#### お支払い方法

銀行振込またはクレジットカード決済によります。振込手数料はお客様のご負担となります。所定の期日までにお支払いが確認できない場合、当社はお客様が契約を解除したものとして取り扱い、第 7 条に定める取消料に相当する額を違約料として申し受けることがあります。

### 第 5 条 契約のお申込みと成立時期

ご旅行のお申込みは、当社所定の申込書にご記入いただくか、当社ウェブサイト上の予約フォームその他当社が認める方法によりお申し出ください。郵便、ファクシミリ、電子メールその他の通信手段によるお申込みも承ります。当社が予約を受け付けた旨をご連絡した後、その日の翌日から起算して **14 日以内**に、必要事項のご提出と申込金のお支払いをお願いいたします。ただし、旅行開始日までの日数が 14 日に満たない場合は、当社が指定する期日までにお支払いいただきます。この期間内にお手続きがない場合、当社は当該予約が失効したものとして取り扱います。

**契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。**

クレジットカードにより旅行代金等をお支払いいただく通信契約の場合、契約は、当社が承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし、電子承諾通知を発する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立します。通信契約におけるカード利用日は、契約成立日となります。

### 第 6 条 契約内容の変更・地位の譲渡

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、あらかじめ理由を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約内容を変更することがあります。この場合、旅行代金の増減が生じたときは、その差額を申し受けまたは払い戻します。

お客様のご都合による日程・人数等の変更は、当社が可能と認める範囲で承ります。この場合、変更に伴い増加する費用を申し受けます。参加人数の減少が第 7 条に定める取消料の適用期間中に生じた場合は、**取消しとなる各参加者について、該当する取消料を申し受けます。**

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、譲渡に伴い増加する費用を申し受けます。地位の譲渡は、当社が承諾した時に効力を生じます。

## 第7条 お客様による解除と取消料

お客様は、いつでも次に定める取消料をお支払いいただくことにより、企画旅行契約を解除することができます。取消料の額は、お一人様につき、下表に掲げる旅行代金に対する料率を乗じた額です。**解除の日**は、**当社の営業時間内に解除のお申し出が当社に到達した日**とします。

### 国内企画旅行（募集型・受注型）の取消料

| 解除のお申し出の時期                                      | 取消料  |
|-------------------------------------------------|------|
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目（日帰り旅行にあっては11日目）にあたる日以前 | 無料   |
| 20日目（日帰り旅行にあっては10日目）にあたる日以降8日目にあたる日まで           | 20%  |
| 7日目にあたる日以降2日目にあたる日まで                            | 30%  |
| 旅行開始日の前日                                        | 40%  |
| 旅行開始日の当日（旅行開始前）                                 | 50%  |
| 旅行開始後の解除、または無連絡不参加                              | 100% |

受注型企画旅行において企画書面に企画料金の額を記載した場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降の解除について、上表の取消料に加えて当該企画料金に相当する額を申し受けます。

### 取消料なしで解除できる場合

次のいずれかに該当する場合、お客様は**旅行開始前**に取消料を支払うことなく契約を解除できます。この場合、当社は既に収受した旅行代金の**全額**を、解除の日の翌日から起算して7日以内に払い戻します。

- 当社が契約内容を変更するとき（軽微なものを除きます）
- 旅行代金が増額されたとき
- 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき
- 当社が確定書面を所定の期日までに交付しないとき
- 当社の責に帰すべき事由により、旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき

## 第8条 当社による解除

当社は、次の場合に、お客様に理由を説明して契約を解除することがあります。旅行開始前の解除の場合は、既に収受した旅行代金の**全額**をお返しします。ただし、**お客様が所定の期日までに旅行代金をお支払いに**

ならなかったことを理由として解除する場合は、第4条のとおり、お客様が契約を解除したものとして取り扱い、第7条に定める取消料に相当する額を違約料として申し受けます。

- お客様が当社所定の期日までに旅行代金をお支払いにならないとき
- お客様が第16条に定める参加条件を満たしていないことが判明したとき、または申告された健康状態・技能等が事実と異なることが判明したとき
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき
- お客様が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき、または当社に対し暴力的・威迫的な要求行為、合理的範囲を超える負担を求める行為を行ったとき
- お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき
- 最少催行人員に達しなかったとき（第9条）
- スキー場の積雪不足等旅行実施条件が成就しないおそれが極めて大きいとき
- 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき

旅行開始後においても、お客様が病気、けが等により旅行の継続に耐えられないとき、旅程管理上の当社またはガイドの指示に従わないとき、または他のお客様に迷惑を及ぼす行為をされたときは、契約の一部を解除することがあります。この場合、旅行代金のうちお客様が既に旅行サービスの提供を受けた部分に相当する額を差し引いた額を払い戻します。帰路の交通費等はおお客様のご負担となります。

## 第9条 最少催行人員

募集型企画旅行には最少催行人員を定めており、その人数は各ツアーのパンフレット、ウェブサイトのツアーページまたはツアーノートに記載します。参加人数が最少催行人員に達しなかった場合、当社は旅行の実施を中止することがあります。

この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日帰り旅行にあっては3日目）にあたる日より前にお客様に通知し、既に収受した旅行代金の全額をお返します。

## 第10条 旅程管理・添乗員・通訳案内士

当社は、お客様が安全かつ円滑に旅行できるよう、旅行日程に従った旅行サービスの提供を受けられるために必要な措置を講じます。旅程に変更が生じるおそれがあるときは代替サービスの手配を行い、旅行サービスの提供を受けられなかったときは代替サービスの手配等の措置を講じます。

**添乗員（旅程管理業務を行う者）は、いずれのツアーにも同行しません。**旅程管理は当社が行い、旅行中に旅程の変更や代替サービスの手配が必要となった場合は、当社が判断して手配します。旅行中の当社との連絡方法（緊急連絡先の電話番号）は、確定書面に記載します。旅行地において旅行サービスの提供を受けるための手続きは、確定書面に記載した予約内容に基づき、お客様ご自身で行っていただきます。

**ガイド付きツアー**では、当社のサイクリングガイドが全行程に同行し、サイクリングの案内、ルートの管理および走行中の安全確保を担当します。旅程の変更等が生じた場合は、当社の決定をサイクリングガイドを通じてお知らせすることがあります。

**全国通訳案内士および地域通訳案内士は、いずれのツアーにも同行しません。**当社のサイクリングガイドは、サイクリングの案内、ルートの管理および走行中の安全確保を担当するものであり、旅程管理業務を行う添乗員ではなく、また通訳案内士法に基づく通訳案内士としての業務を行うものでもありません。

## 第 11 条 当社の責任

当社は、企画旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代行させた者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、**損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。**

手荷物について生じた損害については、上記にかかわらず、**損害発生の日から起算して 14 日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様お一人様につき 15 万円を限度として賠償します**（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます）。

## 第 12 条 免責事項

当社は、次に掲げる事由により生じた損害については、第 11 条の責任を負いません。

- 天災地変、気象状況、荒天、落雷、地震、津波、台風、火山活動
- 戦乱、暴動、テロ行為、またはこれらのために生じる旅行日程の変更・中止
- 官公署の命令、感染症の発生・まん延、渡航または移動の制限
- 運送・宿泊機関等の事故もしくは火災、またはこれらのために生じる旅行日程の変更・中止
- 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更等、およびこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- 道路の通行止め、交通規制、渋滞、フェリーの欠航
- お客様の自由行動中の事故
- 食中毒

- 盗難
- その他当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由

## 第 13 条 お客様の責任

お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、お客様は当該損害を賠償していただきます。

お客様は、旅行契約の締結にあたっては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の契約内容について理解するよう努めていただきます。また、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にお申し出ください。

## 第 14 条 特別補償

当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、企画旅行参加中のお客様が急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、特別補償規程により定める補償金および見舞金をお支払いします。国内旅行における補償額は次のとおりです。

| 補償の種類              | 金額            |
|--------------------|---------------|
| 死亡補償金              | 1,500 万円      |
| 後遺障害補償金（障害の程度に応じて） | 45 万～1,500 万円 |
| 入院見舞金（入院日数に応じて）    | 2 万～20 万円     |
| 通院見舞金（通院日数に応じて）    | 1 万～5 万円      |
| 携帯品損害補償金（お一人様あたり）  | 15 万円限度       |

携帯品損害補償金は、1 個・1 対または 1 組あたり 10 万円を限度とします。現金、有価証券、クレジットカード、コンタクトレンズ、義歯、データ、動植物等は補償の対象となりません。また、特別補償規程に定める一定の危険な運動を行っている間の事故、お客様の故意、酒気帯び運転、法令に定める運転資格を持たない状態での運転等に起因する損害は補償の対象外です。

## 第 15 条 旅程保証

当社は、当社の旅行業約款別表第二の左欄に掲げる重要な契約内容の変更が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に掲げる率を乗じた額以上の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお支払いします。ただし、変更が当社の責任によるものである場合は、第 11 条により損害賠償金としてお支払いします。

|          |                                     |
|----------|-------------------------------------|
| 旅行開始前の通知 | 旅行代金の 1.0%～2.5%                     |
| 旅行開始後の通知 | 旅行代金の 2.0%～5.0%                     |
| お支払い限度額  | お一人様一企画旅行につき、旅行代金の 15%              |
| 不払いの基準   | お一人様一企画旅行につき変更補償金の額が 1,000 円未満であるとき |

天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置を原因とする変更については、変更補償金をお支払いしません（運送・宿泊機関等が座席・部屋等の当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、それらの旅行サービスの過剰予約受付等により提供を受けられなかった場合を除きます）。

## 第 16 条 サイクリングに関する特約・参加条件

当社の旅行は自転車による走行を伴います。ご参加にあたっては、次の条件をすべて満たしていただく必要があります。当社は、これらの条件を満たさないと判断した方のお申込みをお断りし、または第 8 条により契約を解除することがあります。

- **走行技能**／各ツアーのパンフレット等に記載する走行距離・獲得標高を、記載の日数にわたって自力で走行できる体力および技能を有すること。公道での走行経験があること。
- **健康状態**／お申込み時に、当社所定の様式により健康状態、既往症、服薬、アレルギー、緊急連絡先を正確に申告すること。心疾患、呼吸器疾患、その他医師から運動を制限されている方は、事前に医師にご相談のうえお申し出ください。
- **年齢**／未成年の方は、親権者の同意書をご提出ください。当社が定める最低参加年齢は各ツアーのパンフレット等に記載します。
- **ヘルメット**／走行中は、当社が認める規格のヘルメットを常時着用していただきます。着用を拒否された場合、走行への参加をお断りします。
- **交通法規の遵守**／日本の道路交通法その他の法令を遵守していただきます。とくに、車道の左側通行、飲酒後の走行の禁止、夜間のライト点灯、信号の遵守、走行中の携帯電話・イヤホンの使用禁止にご留意ください。違反により生じた責任および損害は、お客様のご負担となります。
- **指示への従属**／走行中は、安全確保のためのガイドの指示に従っていただきます。

当社は、天候、路面状況、交通状況、お客様の体調または走行状況により、安全確保のため必要と判断した場合、走行区間の短縮・変更、車両による移動への切り替え、または走行の中止を決定することがあります。この措置により提供されなかった旅行サービスがある場合の取扱いは、当社の旅行業約款によります。

## 第 17 条 レンタル自転車・貸与機材

当社がお客様に自転車、ヘルメットその他の機材を貸与する場合、当該貸与は旅行契約とは別個の使用貸借または賃貸借の契約によるものとし、当社所定の貸自転車規約が適用されます。

- お客様は、貸与を受けた自転車および機材を善良な管理者の注意をもって使用し、返却していただきます。
- お客様の故意または過失により、貸与品を滅失、毀損または紛失したときは、修理費用または当社所定の弁償額をお支払いいただきます。
- 通常の使用による摩耗、パンクその他の自然故障については、お客様に費用をご負担いたしません。
- お客様ご自身の自転車をお持ち込みになる場合、その整備状態および走行中の機材トラブルについては、お客様の責任となります。当社は、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、お客様の自転車の輸送中・保管中の損傷について責任を負いません。

## 第 18 条 旅行保険への加入

第 14 条の特別補償は、お客様が被る可能性のある損害のすべてを補償するものではありません。とくに、けがの治療費、救済者費用、賠償責任、ご自身の自転車の損害、ツアー中止に伴う費用等については十分でない場合があります。

当社は、お客様ご自身の負担により、傷害・疾病の治療費用、救済者費用および個人賠償責任を担保する旅行保険にご加入いただくことを強くおすすめします。海外にお住まいの方は、日本国内での医療費が全額自己負担となる場合があることにご留意ください。

## 第 19 条 受注型企画旅行の特則

お客様のご依頼により当社が旅行計画を作成する受注型企画旅行については、前各条によるほか、次によります。

- 当社は、お客様のご依頼に基づき企画書面を交付します。企画書面には、旅行の目的地・日程、旅行サービスの内容、旅行代金の額および企画料金の額を記載します。
- 契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金（旅行代金の 10%）を受理した時に成立します。
- 企画書面に企画料金の額を記載した場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目にあたる日以降の解除については、第 7 条の取消料に加えて企画料金相当額を申し受けます。
- お客様のご依頼による契約内容の変更については、変更に伴い増加する費用を申し受けます。

## 第 20 条 個人情報の取扱い

当社は、お申込みの際にご提供いただいた個人情報について、お客様との連絡、旅行サービスの手配およびその受領のための手続きに必要な範囲内で、運送機関、宿泊機関、保険会社その他の旅行サービス提供者に対し、電子的方法等により提供します。健康状態、既往症等の情報は、旅行中の安全確保および緊急時の医療対応のために利用します。

このほか、当社は、当社および提携先の商品・サービスに関する情報提供、統計資料の作成、アンケートのご協力をお願いのために、個人情報を利用することがあります。

個人情報の開示、訂正、利用停止等のご請求は、第 22 条の窓口までお申し出ください。当社の個人情報保護方針の詳細は、当社ウェブサイトに掲載しています。

## 第 21 条 弁済業務保証金制度

当社が加入している旅行業協会は、**一般社団法人 全国旅行業協会**（〒107-0052 東京都港区赤坂 4-2-19 赤坂シャスターストビル 3 階）であり、当社は同協会の保証社員です。

旅行業協会の保証社員と取引をした旅行者は、その取引によって生じた債権に関し、当該旅行業協会が供託している弁済業務保証金から弁済を受けることができます。当社に係る弁済限度額は **1,100 万円**です。

当社は、営業保証金を供託しておりません。弁済を受けるためのお手続きは、一般社団法人 全国旅行業協会にお問い合わせください。

## 第 22 条 お問い合わせ・苦情の申出先

ご旅行に関するご相談、ご不満、苦情のお申し出は、次の窓口で承ります。

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 窓口    | 合同会社 We Ride Japan         |
| 所在地   | 〒791-3301 愛媛県喜多郡内子町内子 1973 |
| 電子メール | info@weridejapan.jp        |
| 営業時間  | 平日 9:00～17:00（土日祝・年末年始を除く） |

当社での解決が困難な場合は、一般社団法人 全国旅行業協会（旅行者相談室）にご相談いただくこともできます。

## 第 23 条 旅行条件の基準日・準拠法

この書面に記載する旅行条件および旅行代金は、下記の基準日を基準としています。旅行代金は、該当する各ツアーのパンフレット、ウェブサイトのツアーページ、ツアーノート、企画書面または予約確認書に記載する金額によります。

|          |                |
|----------|----------------|
| 旅行条件の基準日 | 2026 年 9 月 2 日 |
| 旅行代金の基準日 | 2026 年 9 月 2 日 |

この契約に関する紛争については、日本法を準拠法とし、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。